

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について(案)

平成26年5月16日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成26年2月3日(月)～平成26年3月6日(木)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通(1件)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定では「急性毒性」の検査しかしておらず、長期的健康被害や生態系の変化も考えると、「慢性毒性」の検査もすべきと思います。よって、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(案)として示されている基準値は「慢性毒性」の結果をもって、見直すべきと考えます。</p> <p>また「慢性毒性」の結果では、病変の発生だけではなく、肝臓機能数値の低下や全体的な元気のなさなどについても評価すべきと考えます。</p>	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(以下、水産基準という。)は、「水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しい」場合を要件としていることから、急性毒性に着目し、農林水産省が定める農薬テストガイドラインに定める水産動植物への影響に関する試験に基づき実施された試験結果をもとに設定することとしております。</p> <p>しかし、慢性毒性影響は課題であると認識しており、慢性毒性の評価方法については、諸外国の情報収集等の実施を予定しております。</p> <p>頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>